

議会運営委員会行政視察報告書

- 1 実施日 令和6年1月29日(月)～1月30日(火)
- 2 視察地 大阪府池田市(29日)、岡山県美咲町(30日)
- 3 視察項目
 - ・池田市 池田市の職員及び市議会議員のハラスメント防止に関する条例について
 - ・美咲町 町議会におけるハラスメント防止の取り組み、政治倫理確保の取り組みについて
- 4 出席者 議会運営委員会(6人)
【委員長】後藤國弘、【副委員長】川柳雅裕、【委員】後藤徹、野口佳宏、南谷佳寛、山田紘治

5 視察結果報告(池田市)

(1)視察先の概要

- ・池田市 人口102,840人 世帯数49,946世帯 面積22.14㎡
- ・視察対応状況
1月29日 午後1時30分～(2時間)
池田市役所 担当：議会事務局

(2)視察の内容

前市長に係る一連の事実関係の調査の中で、市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査が行われた。パワハラに関しては厚生労働省が定める「職場のパワーハラスメントの定義」に照らして、全てに該当していると認められた。

その他、報告書の提言を受けて各議員間において条例を制定する機運が高まったことから各派代表者会議において条例を作成することに決定。

池田市職員ハラスメント防止指針が既に存在したため、条例に関しては理念条例的な意味合いとなった。市長のパワハラやサウナ持ち込みなどの週刊誌報道があった。また、本会議や常任委員会等における虚偽答弁もあったことから、不適切な施設利用や虚偽答弁、公金等の私的流用について地方自治法第100条第1項の権限を付与された百条委員会を設置し調査を行い調査報告書をまとめた。(調査報告書にまとめられた事項)・パワハラに関しては厚生労働省が定める2年に1回ハラスメン

ト関係の議員研修を行っている。

ハラスメント防止に関する条例を作ることになった経緯の説明から、次に事前に出してあった質問事項に対する回答の詳細説明、その他池田市職員ハラスメント防止指針についての説明。

池田市の職員及び市議会議員のハラスメント防止の条例制定に関しどのような経緯と目的について視察。前市長の一連の報道後、議会における調査の中で出てきたハラスメントに対しそれに対処するため本条例に至った。条例の対象は職員、議員となり議会が中心となって作成された。条例制定までには、10回を超える勉強会を開催し本条例制定に至った。

【質疑応答】

Q1 事案発生時の議会内対応組織の設置やペナルティについて考えは。

A1 ハラスメントに係る議会内での機関の具体的な想定は行っておらず、各派代表者会議または、百条員会での対応を想定。条例はあくまでも理念条例でしかなく、罰則等細かな点に関しての想定はない。

Q2 取り組みにおける執行機関（市長部局）の反応は。

A2 議会側は、前市長の問題によって条例の制定が必要だと感じたが行政側は、ハラスメント防止指針があるので踏み込んだ条例の制定は前向きではなかった。

(3) 考察

【羽島市がすぐ取り組むべき事業とその課題】

- ・ハラスメントに関する勉強会等を開催し、専門的な知見を学ぶ必要がある。
- ・ハラスメント研修会の開催など
- ・池田市においても何回もハラスメントに関する勉強会を行われたように、議員のではなく執行部（行政）の皆さまを交えて勉強会（講習会）を開催すべき。
- ・議会においては、ハラスメントに関する認識を高めるため、議員に対して参考となる資料の提供をする。

【羽島市が将来的に取り組むべき事業、現状の問題点と取り組む際の課題】

- ・ハラスメントを許さない、許さないという認識の醸成（議員、理事者、職員）。
- ・ハラスメント研修会の開催など。
- ・羽島市においては、ハラスメント防止指針というものがあるのかどうかはわからないが、先日も我々議員全員（たぶんそうであると思うが）に文化センター内の

ハラスメント（本当かどうか？）がつづられた文書が送付されてきました。事実なら許しがたい事例であるが、誰かが作為的にも思われ、このようなことが議員間でもあり、許しがたいことでもあります。こんなことがないように条例を作るにしてもしかり、検討するべきである。

- ・ハラスメントに関しては、議員の認識を高めるため定期的に研修会を設ける。

【羽島市への提言】

- ・議員、理事者双方を含めたハラスメントに関する勉強会の開催：勉強会を通し、ハラスメントの被害者にも加害者にもならないよう、自分自身の言動を客観的に見る機会を設ける。ハラスメントを行わない、許さないという共通認識の醸成。
- ・行政側とのハラスメント条例策定に向けての協議など。
- ・池田市は前市長の非常識な行動に対する制定とも思われ、羽島市においては条例を制定するにしても何度も勉強（講習）を重ねて制定すべきである。

(4)池田市での視察の様子



6 視察結果報告(美咲町)

(1)視察先の概要

- ・美咲町 人口 12,809 人 世帯数 5,902 戸 面積 232.17 ㎡
- ・視察対応状況

1月30日 午前10時～（2時間）

美咲町 担当：議会事務局

(2)視察の内容

- ・条例制定時は町民の方から「何かあったのか？」という意見があったが何もない現在から防止策が必要だという考え（予防と警鐘）のもとに制定した。

- ・議員から職員へ、首長から職員などハラスメントの報道が増えたため、令和3年と令和5年に「ハラスメント防止研修会」を開催した。
- ・条例が想定する取扱機関は議会（議会運営委員会）に相談窓口を設ける。
- ・ハラスメント防止研修会講師 高嶋直人先生に議会アドバイザーとして助言をもらっている。美咲町議会アドバイザー設置要項を新設した。
- ・町議会では、岡山県初の議員や職員に対するハラスメント防止条例を議員発議により制定した。条例の特徴としては、研修会の実施、相談窓口の設置があり、ハラスメントを行った議員の公表が盛り込まれている。
- ・誹謗中傷、風評被害。女性には妊娠・出産。育児と介護など、パワハラやセクハラを防止対象として議会運営委員会に通報の窓口を設ける。

【質疑応答】

Q1 実情と経緯は

A1 現在特段大きな問題はないが予防策として策定した。

Q2 専門家の参画は？

A2 美咲町議会アドバイザー設置要綱を新設し、研修会を担当していただいた先生にお願いしている。

(3) 考察

【羽島市がすぐ取り組むべき事業とその課題】

- ・ハラスメントに関する勉強会等を開催し、専門的な知見を学ぶ必要がある。
- ・ハラスメント防止条例の制定・アドバイザーの設置/設置要項も・ハラスメント研修会の開催など
- ・池田市の時にも提案した勉強会（講習会）を開催すべき。
- ・議員の認識を高めるための資料の提供。

【羽島市が将来的に取り組むべき事業、現状の問題点と取り組む際の課題】

- ・ハラスメントを許さない、許さないという認識の醸成（議員、理事者、職員）。
- ・議員によるハラスメントの相談窓口や、検討部門が明確になっていない。
- ・ハラスメント防止条例の制定・アドバイザーの設置/設置要項も・ハラスメント研

修会の開催など

- ・美咲町は池田市のように問題が起きてからの制定ではなく何も無いこの時にこそという意気込みのように、羽島市議会が全員一致団結して制定に向けて進めるか大きな課題と思われる。
- ・専門家による研修会の実施。

【羽島市への提言】

- ・議員、理事者双方を含めたハラスメントに関する勉強会の開催：勉強会を通し、ハラスメントの被害者にも加害者にもならないよう、自分自身の言動を客観的に見る機会を設ける。ハラスメントを行わない、許さないという共通認識の醸成。
- ・議員間、議員から職員へのハラスメントに関する対応についての詳細な検討。
- ・行政側とのハラスメント条例策定に向けての協議など
- ・わが羽島市においても条例制定に向けて必要な勉強会（講習会）を開催して制定に向けて取り組むべきである。

(4)美咲町での視察の様子

